

表示登録会員とは

表示登録会員は、表示登録会員登録認定委員会が、次の資格要件を満たしているとして、点検済票を交付するに適していると認定し、登録した点検業者です。

表示登録会員の資格要件

- 一般社団法人秋田県消防設備協会の会員であること。
- 点検事業者であって、秋田県内に本店、支店等の事業所を置いているもの。
- 点検する消防用設備等に係る消防設備士又は消防設備点検資格者を有していること。
- 適正な点検業務を行うために必要な機器・工具を有していること。
- 消防設備等の点検業務を継続して行うことができる経済的基盤を有していること。
- 点検業務に関する賠償責任保険に加入または加入申し込みをしていること。
(一事故及び年間総支払限度額が1億5千万円以上)

申請書類等 [新規登録申請関係用紙] ※ホームページからダウンロードして下さい。

- 登録申請書 (別記様式第1号)
 - 点検を実施する消防用設備等の種類 (別記様式第2号)
 - 消防設備士・消防設備点検資格者名簿 (別記様式第3号)
 - 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 (別記様式第4号)
 - 消防用設備等点検機器・工具賃貸借契約書 (// その2)
 - 消防用設備等点検業務提携先一覧表 (別記様式第5号)
- } 必要に応じて提出

手数料等

- 登録の有効期限は、登録日から2年とし、その都度更新します。

新規登録手数料	20,000円 (消費税別途)
登録更新手数料	10,000円 (消費税別途)

- 点検済票交付手数料

消火器用	1枚につき	20円 (消費税別途)
消火器以外用	1枚につき	80円 (消費税別途)

※ 登録審査は、年4回 (6月・9月・12月・3月) となりますので、前月中に申請してください。